

第 28 回

熊谷市農業委員会農地部会議事録

(公開用)

平成29年12月27日(水)

熊谷市農業委員会

第28回 熊谷市農業委員会農地部会議事録

1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 平成29年12月27日(水) 午前9時30分
- (2) 閉会の日時 平成29年12月27日(水) 午前10時16分
- (3) 場 所 妻沼行政センター201会議室

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 19名
- (2) 現在数 19名

3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 18名
- (2) 欠席数 1名

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	福田 和行	11	出	川田 久夫
2	出	村田 定吉	12	出	山本 勝市
3	出	夏目 亮一	13	出	大野 隆一
4	出	福島 敬一	14	出	鈴木 吉明
5	出	松本 丈	15	出	茂木 友秀
6	出	木村 進	16	出	手嶋 茂春
7	欠	柴田 忠雄	17	出	根岸 里次
8	出	大澤 芳明	18	出	福田 正八
9	出	閑野 高広	19	出	青木 登喜代
10	出	中川 登美夫			

4 議 案

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について
- 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用
集積計画について

報告事項

- 報告事項 (1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 報告事項 (2) 農地法第 4 条の規定による届出について
- 報告事項 (3) 農地法第 5 条の規定による届出について
- 報告事項 (4) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 報告事項 (5) 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 報告事項 (6) 農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の規定による届出
について (2 a 未満の農業施設)

5 招集者 農地部会長 木村 進

6 議事進行状況 別紙のとおり

議 長 出席委員が定足数に達しましたので、ただいまから第28回農地部会を開会いたします。

(木村部会長)

本日の遅参委員は、1番福田和行委員、欠席委員は、7番柴田忠雄委員から届出がありました。

議事録署名委員の指名について、お諮りいたします。議事録署名委員について、いかが取り計らいましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議 長 議長一任の声がありましたので、4番福島敬一委員、8番大澤芳明委員をお願いいたします。

また、書記は事務局職員を指名します。

本日、お手元に配付いたしました書類は、第28回農地部会提出議案であります。

今回、当農地部会において審議いたします案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

以上、5議案ですので、よろしく御審議をお願いいたします。

最初に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局

【事務局が、議案書に記載された内容のうち、議案番号ごとに、最初の申請地の地番・公簿地目・面積、他に筆がある場合は公簿地目ごとの筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、譲渡人及び譲受人の家族数及び従農数、権利並びに申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1は、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。この案件につきましては、平成29年8月17日、松本文委員、山本勝市委員、事務局渋澤次長、樋口主任が現地調査を行いました。そ

の際、所有農地の一部に草や木の繁茂が見受けられましたが、その後は是正が確認できました。以上により、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号2は、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。この案件につきましては、平成29年8月17日、松本丈委員、山本勝市委員、事務局渋澤次長、樋口主任が現地調査を行いました。その際、所有農地の一部に草や木の繁茂が見受けられましたが、その後は是正が確認できました。以上により、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号3は、10a当たりの価格は、〇〇〇〇円です。この案件につきましては、平成29年12月8日、大野隆一委員、菊地修一郎委員、事務局渋澤次長、樋口主任が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号4は、申請地積332㎡での価格は、〇〇〇円です。この案件につきましては、平成29年12月8日、大澤芳明委員、関根政利委員、事務局渋澤次長、樋口主任が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。

次に議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、申請地の地番・公簿地目・面積、申請人、用途、申請事由、を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1は、農地区分は2種農地、建築物等は農業用物置が既設1棟あり、敷地拡張後の面積は2,218.08㎡です。申請のきっかけは、申請者が農地法第3条の申請を計画したところ、申請地に農地法の手続きを取らずに、昭和45年頃に豚舎を建て、その後農業用物置として使用していたため、是正をするものです。

議案番号2は、農地区分は2種農地、建築物等は物置兼車庫が既設1棟あり、敷地拡張後の面積は521.1㎡です。周囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁があります。申請のきっかけは、申請者の息子が代表になっている法人が農地法の申請を計画したところ、申請地に農地法の手続きを取らずに、昭和50年頃に農機具置場を建て、その後物置兼車庫として使用していたため、是正をするものです。

議 長 事務局の説明が終わりました。
本案件について、質疑、意見等を求めます。
質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

事務局 議案第3号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についての議案番号1は、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号1と関連がありますので、この後、同時に御審議いただきたいと思います。

議長 ただいま、事務局から提案がありました。それによろしいですか。

(異議なし の声あり)

議長 それでは、そのように決定します。
次に議案第3号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についての議案番号1及び議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号1を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号議案番号1及び議案第4号議案番号1について、2つの議案を1枚にまとめた資料により説明いたします。

【事務局が、議案第3号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についての議案番号1について、変更前の申請者、申請地の地番・公簿地目・面積、転用目的、権利の内容、許可年月日・許可番号、変更後の申請者、申請地の地番・公簿地目・面積、転用目的、権利の内容、変更理由を朗読する。続いて、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号1について、申請地の地番・公簿地目・面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、用途、権利、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

農地法第5条の議案番号1は、農地区分は2種農地、建築物は、木造平屋建です。

変更前の申請者は平成20年11月に住宅を建てるため農地転用の許可を取りましたが、夫の実家がある〇〇〇に家を建てることになり、申請地に住宅を建てる予定がなくなりました。今回、申請地で新たに住宅を建てる計画が出たため、当初の事業計画者から新たな事業計画者に変更するための計画変更申請と新たな事業計画者が農地転用の許可を受けるための5条の許可申請を行うものです。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等

を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議長 特に質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第3号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についての議案番号1について、本案を原案のとおり承認とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号1について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に議案第3号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についての議案番号2についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案第3号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についての議案番号2について、変更前の申請者、申請地の地番・公簿地目・面積、転用目的、権利の内容、許可年月日、変更後の申請者、申請地の地番・公簿地目・面積、転用目的、権利の内容、変更理由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

申請者は太陽光発電敷地として農地法5条の許可を取りましたが、許可後に申請者から、「工事施工にあたり、現状の地盤では不安定なため、地盤を安定させるため盛土をしたい。」との話がありました。県に確認をしたところ、当初の計画内容と異なるため、計画変更の手続きが必要との回答があったため、今回の申請に至りました。

盛土については、申請者が熊谷市環境推進課に土砂等のたい積の規制に関する条例に基づく許可申請を行い、12月19日に許可が下りております。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。

議案第3号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についての議案番号2について、本案を原案のとおり承認とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号1以外を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案書に記載された内容のうち、申請地の地番・公簿地目・面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、用途、権利、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号2は、農地区分は1種農地、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イ、建築物は木造2階建です。

議案番号3は、農地区分は2種農地、建築物は木造2階建、宅地を含めた全体面積は、506.93㎡です。

議案番号4は、農地区分は2種農地、建築物は木造2階建です。

議案番号5は、農地区分は1種農地、農振除外は平成29年6月9日、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イ、建築物は木造2階建です。

議案番号6は、農地区分は2種農地、建築物は木造2階建です。

議案番号7は、農地区分は1種農地、農振除外は平成29年9月27日、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イ、

建築物は木造2階建です。

議案番号8は、農地区分は2種農地、建築物は木造2階建です。

議案番号9は、農地区分は2種農地、敷地拡張後の面積は453.05㎡です。

議案番号10は、農地区分は1種農地、農振除外は平成16年3月10日、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イ、敷地拡張後の面積は567.42㎡です。譲受人と譲渡人は兄弟で、兄の土地を弟が取得する計画です。農振除外は平成16年でしたが、その後の農地転用を依頼していた代理人が亡くなり、手続きが遅れてしまいました。譲渡人の兄が高齢になってきたこともあり、譲受人としても申請地は住宅敷地に隣接しており、来客や転出した長男、長女世帯が帰省する際の駐車場として申請地を利用する計画です。

議案番号11は、農地区分は2種農地、建築物等は、木造2階建住宅が既設1棟、物置が既設2棟あります。

申請地の登記地目は畑ですが、昭和30年頃から住宅が建てられております。譲渡人は平成27年まで住んでおりましたが、高齢のため娘世帯の世話になることになり転出し、申請地の建物は空家となっております。申請地の農地転用の許可は確認できず、譲受人は申請地と住宅を買い取り、現状のまま住宅敷地として使用する計画です。

議案番号12は、農地区分は2種農地、駐車場は6台分です。

譲受人の法人は〇〇〇〇〇や〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇を営んでおります。法人の店舗は深谷市と群馬県太田市にあります。取締役の自宅が〇〇にあり、自宅敷地内にも商品となるタイヤが多く置かれています。申請地は取締役自宅に近く、タイヤを仕入れに行く際、運搬用の大型車両を置く予定です。

議案番号13は、農地区分は2種農地、駐車場は8台分です。譲受人は申請地に隣接する〇〇〇〇〇〇〇〇の管理者です。〇〇〇は法人化されておらず、管理者が譲受人となっております。墓地の駐車場は以前から不足していたため、申請に至りました。

議案番号14、15は、農地区分は2種農地、駐車場は12台分です。申請は2件で出されておりますが、目的は駐車場で一体利用をする計画です。譲受人の法人は〇〇〇〇〇〇〇を営んでおります。申請地の隣接地に譲受人が管理する飲食店の従業員用の駐車場を所有しておりましたが、県道の用地として買収されることになり、代替地をして取得し、今までと同様に飲食店の従業員用の駐車場として使用する計画です。

議案番号16は、農地区分は2種農地、駐車場は12台分です。
譲受人の法人は〇〇〇〇〇〇を営んでおります。申請地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇に隣接している場所です。現在、従業員用の駐車場や防護ネット、鉄骨、砂、芝の置場は、お客用の駐車場と併用している状況ですが、練習場入口の駐車場はお客用の駐車場とし、従業員用駐車場や資材置場は別の場所に分けて使用する計画です。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。
質疑、意見等ございませんか。

茂木委員 議案番号11の案件ですが、農地法の許可を取っていない土地を買うことができるのか良く分からないが、何かの手違いということですか。

事務局 住宅を建てられたのが昭和30年代であり、過去の議案書、受付簿等を確認しましたが、申請地の許可は確認できませんでした。今回、新たに住宅に住む方が出てきたため、このような形で申請が出されました。

茂木委員 分かりました。

議 長 他に、質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 他に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。
議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号1以外について、本案を原案のとおり許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について、ご説明いたします。

今月の案件は、議案番号943から1010の68件であります。

総筆数は140筆、総面積は173,850㎡で、田は124筆162,461㎡、畑は16筆11,389㎡、賃貸借は102筆134,547㎡、使用貸借は38筆39,303㎡です。設定の期間は、3年未満が12筆で、22,524㎡、3年以上6年未満が61筆68,952㎡、6年以上が67筆82,374㎡です。設定の区分は、新規の計画が39筆、72,750㎡で、再設定の計画が101筆、101,100㎡です。

次に借受人別の内訳ですが、農地所有適格法人及び農地利用集積円滑化団体であるJAくまがやを除いた認定農業者の借り受けは、23件で53,586㎡となっております。次に農地所有適格法人の借り受けですが、8件で41,562㎡となっております。

認定農業者である農地所有適格法人を含めた認定農業者の借り受けの件数は、31件で全体の約46%となっております。

上記以外の担い手の借り受けは37件で78,702㎡となっております。

以上、68件の計画は、本市における農業基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたもので、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条3項の規定の各要件を満たしていると考えます。

議長

事務局の説明が終わりました。

議案番号1008については、〇〇〇委員が受人となっております。そのため、農業委員会法第31条の規定に基づき議事参与の制限により一時退席していただき、審議いたします。

〇〇委員、一時退席をお願いします。

[〇〇委員 退席]

議長

それでは、議案番号1008の案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号1008について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、承認すべきものと決しました。
〇〇委員は入室をお願いします。

[〇〇委員 入室]

議 長 次に議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号1008以外について、質疑、意見等を求めます。
質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号1008以外について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、承認すべきものと決しました。
以上で、全議案の審査が終了しましたが、最後に、報告事項に入ります。報告事項については、専決処理済みですが、報告事項全体について、質疑がありましたらお願いします。

(発言なし)

議 長 特に、質疑、意見等も無いようですので、報告事項はすべて了

承されました。

以上で議案、報告事項すべて終了しましたので、議長の職を解かせていただきます。御協力いただきありがとうございました。

農業委員会事務局職員

局長

次長兼農地係長

主査

主査

農業振興課主事

増田 啓良

渋谷 薫

大沢 昌徳

新井 良和

上田 彩香

平成29年12月27日

熊谷市農業委員会

会 長 松 本 丈

議 長 木 村 進

署名委員 福 島 敬 一

署名委員 大 澤 芳 明
